



人材開発支援助成金 不正受給

「訓練経費」は無料になりません

人材開発支援助成金は、企業が支払った訓練経費の**一部**を助成する制度です。この助成金を利用して訓練経費が無料になったり、利益を得たりすることは制度上できません。

⚠ 「無料で訓練が受けられます」は危険サイン！

- ・助成金を受けるには、事業主が訓練費を**全額負担**することが**必須要件**
- ・訓練経費の返金、クーポン、サービスの提供などを受け取ると・・・

→**全額負担していないとみなされ、助成金は受給できません。**

⚠ こんな提案を受けていませんか？

- ・「広告協力してくれたら費用負担なし」
- ・「後からキャッシュバックがあります」
- ・「この訓練は専門家監修なので不正ではないです」

→**不正受給のリスクがあります！まずは労働局に相談を！**

教育訓練機関等から、これらに該当するような勧誘を受けたら、労働局へ情報提供をお願いします！

不安な場合、判断に迷ったらすぐに労働局へ相談をしてください！

本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局にお問い合わせください。

都道府県労働局の
受付窓口



不正受給となった事例は裏面をチェック！

「訓練経費を申請事業主が全額負担」 これが必須要件です！

全額負担していない事例

- 教育訓練機関等から受け取った金額+助成金が訓練費用と同額だった
- 宣伝協力(訓練受講の感想・インタビュー等)のお礼として金銭を受け取った
- 「訓練は実質無料」「事業主の負担はゼロ」と言われ、訓練前後に金銭を受け取った
- 訓練を受講する見返りとして、製品を無料または割引で提供された

→訓練経費を全額負担していないので、不正受給になります！

不正受給となった事例

事例 1

教育訓練機関等から
「訓練契約とは別途、役務契約を結んで協力金を受け取れば、訓練経費は実質無料になる。さらに助成金を申請すれば利益が出る。」
と説明され、実際、協力金を受け取りつつ全額負担したとして助成金を申請。

事例 2

民間コンサル会社から
「研修を実施してくれば、無料でシステム導入を請け負います。」
と説明され、実際、無料でシステムを導入しつつ全額負担したとして助成金を申請。



不正受給と判断されると・・・大きな代償が！

- ・会社名、代表者名の公表(会社の信用を失うことに・・・)
- ・不正受給額を全額返金+不正受給額の2割相当額+延滞金の支払い
- ・5年間、雇用関係助成金は支給されない

→悪質な場合は、刑事告訴の可能性も・・・